

# 入居の際の手続きについて…

## 入居時期

入居時期は、担当の管理センターが指定する入居開始日から2週間以内です。この期間内にすみやかに入居してください。

- いっせい入居の場合は、混雑をさけるため引越日を指定することがあります。
- 入居延期の手続きをされた方は、担当の管理センターが指定した期日まで入居延期ができます。
- 家賃は入居開始日からいただきます。

鍵交付

2週間以内

入居

引越しする時は、  
混雑しそうな日は  
避けようね

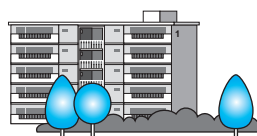
2週間以内だから  
計画的に引越しをしなくては



## 住宅の点検

入居される方は、引越しされるまでに必ず住宅内を点検してください。なお、空き家住宅は、あくまでも以前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅のような状態でないことをあらかじめご了承ください。

- 異状や故障があったら、すぐに担当の管理センターまで申し出てください。



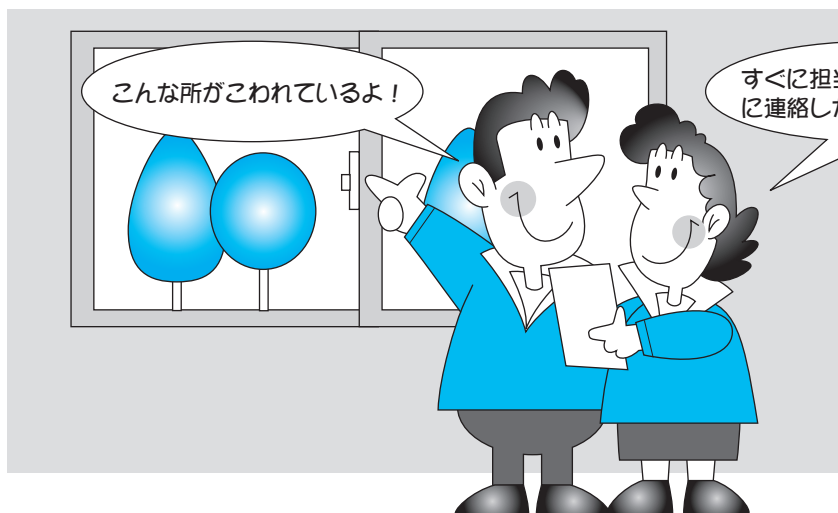
引越し前に  
住宅内の点検

異状・故障が  
ある場合は…



こんな所がこわれているよ！

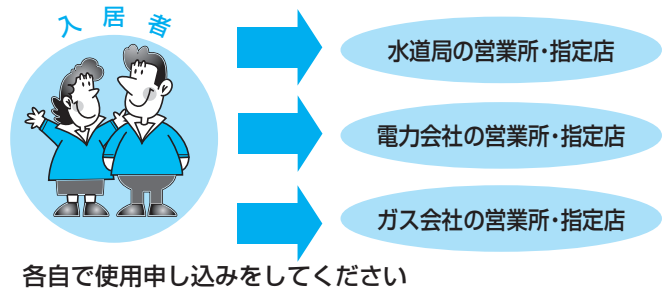
すぐに担当の管理センター  
に連絡しなくては！



## 水道・電気・ガスの使用申し込み

水道・電気・ガスは閉栓をしていますので、引越しされるまでに最寄りの営業所、指定店へ使用申し込みをしてください。

- 営業所、指定店へ各自使用申し込みをしてください。
- 営業所、指定店は担当の管理センターにお問い合わせください。



## 火災保険への加入のお願い

府営住宅で火災や漏水事故などが発生した場合に備え、火災保険への加入をご検討ください。

- 火災の原因者(入居者)には原状回復、損害賠償などの義務が発生します。
- 賃貸住宅向けの火災保険には、一般的に基本となる「家財保険」に加え、「借家人賠償責任保険(特約)」等があります。(詳細は24ページを参照してください。)
- 火災保険の詳しい内容や加入手続き等については、各保険会社へお問い合わせください。

## 引越しの際のご注意

引越しの際、車の乗り入れにより花壇、側溝などの施設や水道管・ガス管などの埋設物を破損しないようにご注意ください。

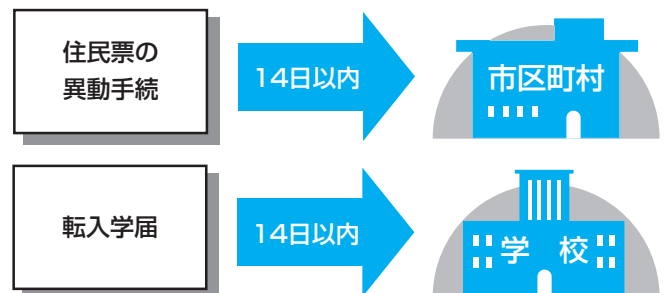
- 施設や、埋設物を破損した場合は入居者の負担で修復していただきます。
- 引越しの際にできたゴミは、お住まいになっている市町村のルールに従って処分してください。



## 住民票などの手続き

入居後、市区町村に住民票の異動手続きや、就学児がおられる家庭は、学校への転入学届を忘れずに提出してください。

- 14日以内に住民票の異動手続きを行ってください。
- 学校に関するお問い合わせは、所管の市区町村の教育委員会までご連絡ください。



## 入居届の提出

入居後、1カ月以内に担当の管理センターへ入居届に住民票を添えて提出してください。